

水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定（案）

湯川等 8 河川及び東山ダム貯水池 1 湖沼について、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）に基づき、下表のとおり水域類型、達成期間及び環境基準点を定める。

水域の名称	水域類型	達成期間	環境基準点の名称
日橋川 （金川発電所放流水路合流点より下流）	河川生物 B	直ちに達成	南大橋
湯川 （東山ダム貯水池を除く）	河川生物 A	直ちに達成	滝見橋
			新湯川橋
旧湯川	河川生物 B	直ちに達成	粟ノ宮橋
宮川	河川生物 A	直ちに達成	細工名橋
旧宮川	河川生物 B	直ちに達成	丈助橋
田付川	河川生物 A	直ちに達成	大橋
			下川原橋
濁川（濁川橋までの上流）	河川生物 A	直ちに達成	濁川橋
濁川（濁川橋より下流）	河川生物 B	直ちに達成	山崎橋
東山ダム貯水池	湖沼生物 A	直ちに達成	東山ダムサイト
谷田川	河川生物 A	直ちに達成	谷田川橋